

## 近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。
- (5) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (6) 文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。
- (7) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (8) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。

地方凡例錄  
十一

70 1 2 3 4 5 6 7 8 9 80

東

1  
5  
18

為震災復興  
字書と農産寄贈  
大正十二年

東京帝國大學  
經濟學部  
3972  
大正十二年三月

此方凡粉泥岩を片極とす

柳村法原源共筆

東京帝國大學  
經濟學部  
研究室之印

中大  
藏書印

所  
以村法原源より村力りて寄附のり

柳村法原源より村力りて寄附のり

以村法原源より村力りて寄附のり

村力りて寄附のり

一 新製柳村法原源  
法原源より村力りて寄附のり  
柳村法原源より村力りて寄附のり  
柳村法原源より村力りて寄附のり  
柳村法原源より村力りて寄附のり  
柳村法原源より村力りて寄附のり  
柳村法原源より村力りて寄附のり  
柳村法原源より村力りて寄附のり  
柳村法原源より村力りて寄附のり  
柳村法原源より村力りて寄附のり





在色區區家方何方知方別法用方何何何方何  
動定而 積入實切章下

一 初級上初級之六所種物種 門路方村之有馬係物種不  
業方有陸軍陸軍後一應所所後分後也了了了

一 材法左漸方上材方多速為所生言後及方物物

一 用初之及不帳

一 材法右明細帳

但用細言及不廢系巨河在把言小處言小帳言及法及

一 材法不

但材右山林回回實是方中言可佳言言是言是

一 存之別有言

但市織市隊為所出進言廣合陽言言上中織言材及言返

一 田初實入生後言竹本其後言

一 市也防隊國海言

在道言後言言初級上初級言有言能方初言是材方言業初言及

業又言位言仕組言言後及言不指言言

河成言不言言言海方言可後言在言言言

一 河成言帳

一 河成言帳

- 一 隆平年雨系水金消帳
- 一 所代信水法圖
- 一 北水帳寫
- 一 所勘定仕園係寫
- 一 所信書初任修文
- 一 小物成信及通上公等左帳
- 一 十句一法取主帳
- 一 海部水之了所信及仕務帳所取信水書有
- 一 滴樹帳
- 一 切再録信帳

- 一 敏上物立月川信帳
- 一 田物順帳
- 一 小入用取帳及人馬別帳
- 一 陸田水信及所信及為各年領信局帳
- 一 村巡帳
- 一 村信局
- 一 全社湖決出廣疏黄山帳及休山帳
- 一 所信取信局
- 一 堀川原田名松所信及信帳
- 一 所林帳及信局

一 室の主人組帳

一 所算中寄付帳

一 河原町市物帳

一 法施取帳

一 法施小役村刻帳

一 材目録帳

一 初取入組寄付帳

一 材目録名目帳と坪刈帳

一 室算中寄付帳と法施小役村刻帳

一 地租納付小冊帳

一 所算中寄付帳

一 河原町市物帳

一 室算中寄付帳と法施小役村刻帳

一 材目録名目帳と坪刈帳

一 室算中寄付帳と法施小役村刻帳

一 河原町市物帳

一 室算中寄付帳

一 材目録名目帳と坪刈帳

一 室算中寄付帳

一 河原町市物帳



一 坐傷只痛下年一物事日名夜下甘色のを信は居望保り湯水  
出来の物入くまらへく押さの流るる

一 物より多の性類入物信く為色多進法信をう法信也

一 信濃の縁入く為り毛合難(合)とと逢申却倒也といふ

法可抱也中を為物事くは医師とをさく法中南江とよの  
法信也

一 石原の春とと養来未無備急也物托身身成かま大河水流

信らふ物名信くは似合り改まて身原未流くく身信也  
もの信とくくも公也事のりか

一 院定法信のり信印信止る未の信信定と信是物信也

とくは信也

所 信理才形物事くは信組以く出動りて信て形也

加りまて信物もあふもまてあふも

一 神事老礼佛事信礼信も不なるも信も信の老も信も

信信も物入まて信も信くても信也

信信也の神事信信信信信信信信信信信信信信

信信信信信信信信信信信信信信

一 信信信信信信信信信信信信信信

信信信信信信信信信信信信信信

信信信信信信信信信信信信信信

一 新丁戸切添主出新規戸系主之切是は陽示りて予申進言出  
之が部過りし地水手隠り申言第一院之後及び隠匿戸之地  
勿論村延へての方紙皮なり

一 予申出言申す村力困窮し悉く窮乏申入水手切  
下取在冬紙薄申及出之村延へての方紙皮可成出  
内之申在麻島村の古村出言申す麻島之方出言

一 所詮墨田村別村有海々 惣白紙按申上請之由申  
は相見終文後申す之方事

一 所詮墨田村 惣白紙按申上請之由申  
の由事

一 村合用度法分遂に保成め法有候言御申之身以候由候  
惣白紙按申上請之由申 惣白紙按申上請之由申  
後へて申す之方事

一 惣白紙按申上請之由申 惣白紙按申上請之由申  
申進言御申上請之由申

一 所詮墨田村 惣白紙按申上請之由申  
惣白紙按申上請之由申

一 惣白紙按申上請之由申 惣白紙按申上請之由申  
惣白紙按申上請之由申

一 惣白紙按申上請之由申 惣白紙按申上請之由申



申入ノ小抄書ヲ察体得ルニ此書法ノ本流ニ成ル者  
明及今ノ郵筆書ニ一付一葉ノカ地毛ニ有ル者ハ其ノ信ヲ  
所授受ノ正村但ハ札渡番法道ニ未精人ニ是ノカ筆書ノ人又  
其書ヲ有ル者又

一 此書ノ家系名信水毛トシ全書其法ヲ教示能ハタスル者  
雖モ亦ナリ夫者信札ノ一切任ラズル者ハ其ノ由遠信者信札  
水毛ノ様様ナラズル者トシテ其ノ名氏書一ノ外又  
所傳ノ事亦遠紀多ク其ノ由也

正安月日 何之雅

在處ト作函ノ所信者ノ誠意ノ水毛トシ其ノ由遠ノ

平二事ナリ夫遠信者信水毛トシ其ノ由遠ノ  
此由為信者ノ想ハ其道ノ正信信者信者トシ其ノ由遠ノ

年号月日

何之雅  
信者  
想ハ其

平日村ノ小抄書ヲ察体得ルニ此書法ノ本流ニ成ル者  
上村ノ小抄書ノ信者

一村大中之信者トシ其ノ由遠ノ  
此由為信者ノ想ハ其道ノ正信信者信者トシ其ノ由遠ノ  
其由為信者ノ想ハ其道ノ正信信者信者トシ其ノ由遠ノ

一 此の理由等より大勢を推して印香法を統一味同の徳意  
有り或は別に林の中事

一 印香法より推して存する所を以て所出所の因を以て推して  
印香法を以て推して存する所を以て推して

一 因細く山林を以て推して存する所を以て推して  
存する所を以て推して存する所を以て推して

一 村中に推して存する所を以て推して存する所を以て推して  
存する所を以て推して存する所を以て推して

一 所出所の因を以て推して存する所を以て推して存する所を以て推して  
存する所を以て推して存する所を以て推して

一 新入の因細く山林を以て推して存する所を以て推して存する所を以て推して  
存する所を以て推して存する所を以て推して

一 新入の因細く山林を以て推して存する所を以て推して存する所を以て推して  
存する所を以て推して存する所を以て推して

一 山細く山林を以て推して存する所を以て推して存する所を以て推して  
存する所を以て推して存する所を以て推して

一 山細く山林を以て推して存する所を以て推して存する所を以て推して  
存する所を以て推して存する所を以て推して

和島在野入又々島公地より年貢及び和島入恩信止む

一箇地入田畑及山林水榭等自領地より年貢を納付せしむ

年貢の納付は十月一日より十月三十一日まで

十月一日より十月三十一日まで

十月一日より十月三十一日まで

十月一日より十月三十一日まで

一箇地入田畑及山林水榭等自領地より年貢を納付せしむ

加納は右の如く

一箇地入田畑及山林水榭等自領地より年貢を納付せしむ

十月一日より十月三十一日まで

一箇地入田畑及山林水榭等自領地より年貢を納付せしむ

十月一日より十月三十一日まで

一箇地入田畑及山林水榭等自領地より年貢を納付せしむ

十月一日より十月三十一日まで

一箇地入田畑及山林水榭等自領地より年貢を納付せしむ

十月一日より十月三十一日まで

一箇地入田畑及山林水榭等自領地より年貢を納付せしむ

十月一日より十月三十一日まで

一箇地入田畑及山林水榭等自領地より年貢を納付せしむ

十月一日より十月三十一日まで

善哉此物寫之在是相臨三石に於て亦其法色を以て

一 忽爾田圃乃其採稻水其元氣相親為其仁氣以停歩也

附註中云々古道成中止物々之氣相成其元氣以停歩也

在成其元氣以停歩也田圃乃其元氣相親為其仁氣以停歩也

又云其元氣以停歩也田圃乃其元氣相親為其仁氣以停歩也

河内國石川郡石川村

一 天久又視之其有法流之管流田圃也其山林亦又其

河内國石川郡石川村

在亦其元氣以停歩也田圃乃其元氣相親為其仁氣以停歩也

公儀其可也

一 水帳在法帳の右方其若者法帳成田圃也其山林亦又其

河内國石川郡石川村

其元氣以停歩也

一 意就遠想平人の河内法帳成田圃也其山林亦又其

河内國石川郡石川村

一 深赤村中入香沼其山林種場也其元氣相親為其仁氣以停歩也

河内國石川郡石川村

一 小作田圃の法帳成田圃也其山林亦又其

河内國石川郡石川村

其元氣以停歩也

河野重向 後言傳文 享和年 河野重向 信後 一

一 後言傳文 河野重向 一

一 京都の政務 河野重向 一

一 京都の細務 河野重向 一

一 京都の政務 河野重向 一

一 京都の政務 河野重向 一

一 京都の政務 河野重向 一

一 京都の政務 河野重向 一

一 京都の政務 河野重向 一

一 京都の政務 河野重向 一

一 京都の政務 河野重向 一

一 京都の政務 河野重向 一

一 京都の政務 河野重向 一

一 京都の政務 河野重向 一

一 京都の政務 河野重向 一

一 京都の政務 河野重向 一

一 京都の政務 河野重向 一

一 京都の政務 河野重向 一

一 京都の政務 河野重向 一

一 京都の政務 河野重向 一

但爲との二市は法也り此母の妾也格よりとて是も又上とす  
とておるなり

一聞て市を出れば遠く遠く自問の能事と進年の頓也格也  
年々秋の秋時とす事

右道年法能事取上とす事 是も昔年の其能事と格也格也  
法一國の法能事取上とす事 是も昔年の其能事と格也格也  
一國の法能事取上とす事 是も昔年の其能事と格也格也  
一國の法能事取上とす事 是も昔年の其能事と格也格也  
一國の法能事取上とす事 是も昔年の其能事と格也格也  
一國の法能事取上とす事 是も昔年の其能事と格也格也  
一國の法能事取上とす事 是も昔年の其能事と格也格也  
一國の法能事取上とす事 是も昔年の其能事と格也格也  
一國の法能事取上とす事 是も昔年の其能事と格也格也  
一國の法能事取上とす事 是も昔年の其能事と格也格也

江右方一書一書の上

二書二書一書一書

在江右方一書一書の上 是も昔年の其能事と格也格也  
是も昔年の其能事と格也格也

一江右方一書一書の上 是も昔年の其能事と格也格也  
是も昔年の其能事と格也格也  
是も昔年の其能事と格也格也  
是も昔年の其能事と格也格也  
是も昔年の其能事と格也格也  
是も昔年の其能事と格也格也  
是も昔年の其能事と格也格也  
是も昔年の其能事と格也格也  
是も昔年の其能事と格也格也  
是も昔年の其能事と格也格也









一 土地の法を重んずるは、土地の賦税を公取を止む如き  
賦税を重んずるは、土地の法を重んずるは、土地の賦税を公取を止む如き  
耕作は不便なきは、土地の法を重んずるは、土地の賦税を公取を止む如き  
耕作は不便なきは、土地の法を重んずるは、土地の賦税を公取を止む如き

一 土地の法を重んずるは、土地の賦税を公取を止む如き  
耕作は不便なきは、土地の法を重んずるは、土地の賦税を公取を止む如き  
耕作は不便なきは、土地の法を重んずるは、土地の賦税を公取を止む如き  
耕作は不便なきは、土地の法を重んずるは、土地の賦税を公取を止む如き

一 土地の法を重んずるは、土地の賦税を公取を止む如き  
耕作は不便なきは、土地の法を重んずるは、土地の賦税を公取を止む如き  
耕作は不便なきは、土地の法を重んずるは、土地の賦税を公取を止む如き  
耕作は不便なきは、土地の法を重んずるは、土地の賦税を公取を止む如き





田圃を以て谷を横断する場を隈の隈と云ふ考合ふ感極下  
不感不感極下を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
竹上向の竹上向と極下を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
極下を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
感極下を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
地山路日後の感極下を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
高下不感極下を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
竹上向を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
感極下を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
地山路日後の感極下を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
高下不感極下を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
竹上向を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
感極下を竹上向と云ふ考極不感極下は是又

一 大柳山野の竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
二 竹上向を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
三 感極下を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
四 地山路日後の感極下を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
五 高下不感極下を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
六 竹上向を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
七 感極下を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
八 地山路日後の感極下を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
九 高下不感極下を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
十 竹上向を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
十一 感極下を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
十二 地山路日後の感極下を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
十三 高下不感極下を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
十四 竹上向を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
十五 感極下を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
十六 地山路日後の感極下を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
十七 高下不感極下を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
十八 竹上向を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
十九 感極下を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
二十 地山路日後の感極下を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
二十一 高下不感極下を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
二十二 竹上向を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
二十三 感極下を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
二十四 地山路日後の感極下を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
二十五 高下不感極下を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
二十六 竹上向を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
二十七 感極下を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
二十八 地山路日後の感極下を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
二十九 高下不感極下を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
三十 竹上向を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
三十一 感極下を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
三十二 地山路日後の感極下を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
三十三 高下不感極下を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
三十四 竹上向を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
三十五 感極下を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
三十六 地山路日後の感極下を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
三十七 高下不感極下を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
三十八 竹上向を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
三十九 感極下を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
四十 地山路日後の感極下を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
四十一 高下不感極下を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
四十二 竹上向を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
四十三 感極下を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
四十四 地山路日後の感極下を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
四十五 高下不感極下を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
四十六 竹上向を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
四十七 感極下を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
四十八 地山路日後の感極下を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
四十九 高下不感極下を竹上向と云ふ考極不感極下は是又  
五十 竹上向を竹上向と云ふ考極不感極下は是又





職分は平(松尾重所)の少く、約半は、小の成束を各同  
由と成束を各一と成束の成束を同細分と成束と  
たし、

材を各一、所を礼を浦所を礼を危

切を丹をの甲を御制標より自然に成束をの甲を各一  
復を各一と

とて、是人の海へ 浪を由敷

のり、ま人の海へ 因を由敷

立、海り、ま人の海へ 因を由敷

同花を各一と海へ 因を由敷

在、通より、因を由敷の、因を由敷、

因を由敷、因を由敷、因を由敷、

正徳元年六月日 奉行

在、通より、因を由敷の、因を由敷、

領を由敷

定

在、通より、因を由敷の、因を由敷、  
在、通より、因を由敷の、因を由敷、

享保六年七月 奉行

在、通より、因を由敷の、因を由敷、

村方（長）―河陽市場河為宿小、河日市宿、年々了、大  
る札也

浦札百

條

- 一 浦の船が、江戸、江島、船等、運送、凡、時、時、浦、船、會、出、し、船、被、扱、  
まゐる、船、成、大、く、可、儀、入、也、
- 一 船、被、扱、の、時、に、浦、の、木、舟、入、儀、船、被、扱、す、下、木、物、河、陽、木、  
舟、物、の、内、信、舟、物、船、被、扱、す、一、陸、舟、物、船、被、扱、す、二、川、舟、物、船、被、扱、す、三、  
板、舟、一、陸、舟、物、船、被、扱、す、一、木、舟、物、船、被、扱、す、可、也、
- 一 浦、の、舟、物、船、被、扱、の、時、に、船、被、扱、の、船、被、扱、す、木、舟、物、船、被、扱、す、  
舟、被、扱、す、船、被、扱、す、木、舟、物、船、被、扱、す、可、也、

舟、被、扱、す、船、被、扱、す、木、舟、物、船、被、扱、す、  
舟、被、扱、す、船、被、扱、す、可、也、

但、船、被、扱、の、時、に、舟、被、扱、す、木、舟、物、船、被、扱、す、  
舟、被、扱、す、船、被、扱、す、可、也、

- 一 浦、の、舟、物、船、被、扱、す、木、舟、物、船、被、扱、す、  
舟、被、扱、す、船、被、扱、す、可、也、
- 一 舟、被、扱、す、木、舟、物、船、被、扱、す、  
舟、被、扱、す、船、被、扱、す、可、也、

一 舟、被、扱、す、木、舟、物、船、被、扱、す、  
舟、被、扱、す、船、被、扱、す、可、也、

一月の船乗りが相違なく可成り年之病物と云ふ物事  
其事一層之若く日経過病物と云事と云一月より三  
四月に於ては其の二倍倍高し又

一情更悲しき物と云物有海客と可成り此也

在座して一層之病物と云物事と云一月より三  
四月に於ては其の二倍倍高し又  
科人衆の種重と云物可有此也

正徳元年七月日

徳市浦之礼を建

一誠心之度一徳道徳を核成り

物也 徳市浦之礼を建 一誠心之度一徳道徳を核成り

徳市浦之礼を建 一誠心之度一徳道徳を核成り  
一誠心之度一徳道徳を核成り  
一誠心之度一徳道徳を核成り  
一誠心之度一徳道徳を核成り  
一誠心之度一徳道徳を核成り  
一誠心之度一徳道徳を核成り  
一誠心之度一徳道徳を核成り  
一誠心之度一徳道徳を核成り  
一誠心之度一徳道徳を核成り  
一誠心之度一徳道徳を核成り

一誠心之度一徳道徳を核成り  
一誠心之度一徳道徳を核成り  
一誠心之度一徳道徳を核成り  
一誠心之度一徳道徳を核成り  
一誠心之度一徳道徳を核成り  
一誠心之度一徳道徳を核成り  
一誠心之度一徳道徳を核成り  
一誠心之度一徳道徳を核成り  
一誠心之度一徳道徳を核成り  
一誠心之度一徳道徳を核成り

御代及地以所御定よりとて在在出立支極不 御是際  
入所定て候儀數番御取立所御定の内御定所御定  
取他の系數或は高貴なる御取立は又かき入敷上とてかき  
すも高貴なる御取立は御取立とてかき入敷上(御  
御取立より取立の御取立)

一御取立とて高貴なる御取立は又かき入敷上(御取立より取立の御取立)  
取入とて中御取立は御取立とて御取立より御取立とて御取立  
取入とて中御取立は御取立とて御取立より御取立とて御取立  
御取立とて御取立は御取立とて御取立より御取立とて御取立  
御取立とて御取立は御取立とて御取立より御取立とて御取立

夜八月

在浦とて礼所及高貴なる御取立は又かき入敷上(御取立より取立の御取立)  
一御取立とて高貴なる御取立は又かき入敷上(御取立より取立の御取立)  
御取立とて御取立は御取立とて御取立より御取立とて御取立  
御取立とて御取立は御取立とて御取立より御取立とて御取立  
御取立とて御取立は御取立とて御取立より御取立とて御取立  
御取立とて御取立は御取立とて御取立より御取立とて御取立  
御取立とて御取立は御取立とて御取立より御取立とて御取立  
御取立とて御取立は御取立とて御取立より御取立とて御取立  
御取立とて御取立は御取立とて御取立より御取立とて御取立

低陽と云ふは、在野村の老翁人等の言に、  
男女の縁の事、小匠師の縁、  
長百餘の月、  
柳、  
遊師、  
此村、  
兼、  
一、  
考、  
力、

中、  
知、  
高、  
初、  
取、  
分、  
分、  
分、

分、

知、



之村より河田を舟で下り、舟に舟長舟主舟客  
が乗り、舟は舟長の舟に舟客の舟に舟主の舟に  
舟客の舟に舟主の舟に舟客の舟に舟主の舟に  
舟客の舟に舟主の舟に舟客の舟に舟主の舟に  
舟客の舟に舟主の舟に舟客の舟に舟主の舟に  
舟客の舟に舟主の舟に舟客の舟に舟主の舟に  
舟客の舟に舟主の舟に舟客の舟に舟主の舟に  
舟客の舟に舟主の舟に舟客の舟に舟主の舟に  
舟客の舟に舟主の舟に舟客の舟に舟主の舟に  
舟客の舟に舟主の舟に舟客の舟に舟主の舟に  
舟客の舟に舟主の舟に舟客の舟に舟主の舟に

舟客の舟に舟主の舟に舟客の舟に舟主の舟に  
舟客の舟に舟主の舟に舟客の舟に舟主の舟に  
舟客の舟に舟主の舟に舟客の舟に舟主の舟に  
舟客の舟に舟主の舟に舟客の舟に舟主の舟に  
舟客の舟に舟主の舟に舟客の舟に舟主の舟に  
舟客の舟に舟主の舟に舟客の舟に舟主の舟に  
舟客の舟に舟主の舟に舟客の舟に舟主の舟に  
舟客の舟に舟主の舟に舟客の舟に舟主の舟に  
舟客の舟に舟主の舟に舟客の舟に舟主の舟に  
舟客の舟に舟主の舟に舟客の舟に舟主の舟に  
舟客の舟に舟主の舟に舟客の舟に舟主の舟に

之宜子初く知る無隙は法料の百程を降し初録の百程を成て部  
屋又交す持るる所(ある所を無ふ所を初よある也) 係初あ  
ひ交る初るる也(と云ふはけり)の化是るる留無隙無意の  
半たふす

一山崩り初流地ふまをて村力山崩川岸と初細水林の玉竹林  
と初内河と又沖也田由仲の田細水林のこの内河と初  
姓は片多るる也(内河と初)百程は片多るる也(内河と初)の成  
か(中)と初録は片多るる也(内河と初)は片多るる也(内河と初)  
本揚者初よふ初録の内河初録の初録は片多るる也(内河と初)  
か(中)の初録し又人初初録は片多るる也(内河と初)の初録は片多るる也(内河と初)

と初也初初録は片多るる也(内河と初)は片多るる也(内河と初)  
録は片多るる也(内河と初)は片多るる也(内河と初)の初録は片多るる也(内河と初)  
初録は片多るる也(内河と初)は片多るる也(内河と初)の初録は片多るる也(内河と初)  
初録は片多るる也(内河と初)は片多るる也(内河と初)の初録は片多るる也(内河と初)  
初録は片多るる也(内河と初)は片多るる也(内河と初)の初録は片多るる也(内河と初)  
初録は片多るる也(内河と初)は片多るる也(内河と初)の初録は片多るる也(内河と初)  
初録は片多るる也(内河と初)は片多るる也(内河と初)の初録は片多るる也(内河と初)  
初録は片多るる也(内河と初)は片多るる也(内河と初)の初録は片多るる也(内河と初)  
初録は片多るる也(内河と初)は片多るる也(内河と初)の初録は片多るる也(内河と初)  
初録は片多るる也(内河と初)は片多るる也(内河と初)の初録は片多るる也(内河と初)



云々し仰懐懐感存也 勿論区域に渉り仰懐感存也  
凡の敷する事あり政林林候に川谷敷其組也云々

一 市街は名聞成を極めの材候也 かの江下取仰候ん事候  
材力候も何れ候もなす事候てはかり候候の事候候も  
極右候の事候もさす事候材力候候の事候候も  
官の事候も何れ候もさす事候候の事候候も  
其村の事候も何れ候もさす事候候の事候候も  
極多材力の事候も何れ候もさす事候候の事候候も  
極多材力の事候も何れ候もさす事候候の事候候も  
極多材力の事候も何れ候もさす事候候の事候候も  
極多材力の事候も何れ候もさす事候候の事候候も  
極多材力の事候も何れ候もさす事候候の事候候も

其り不肖者候候の事候も何れ候もさす事候候の事候候も

元陽候事

市街に任事候事候候の事候も何れ候もさす事候候の事候候も  
市街の事候も何れ候もさす事候候の事候候も  
市街の事候も何れ候もさす事候候の事候候も  
市街の事候も何れ候もさす事候候の事候候も  
市街の事候も何れ候もさす事候候の事候候も  
市街の事候も何れ候もさす事候候の事候候も  
市街の事候も何れ候もさす事候候の事候候も  
市街の事候も何れ候もさす事候候の事候候も  
市街の事候も何れ候もさす事候候の事候候も  
市街の事候も何れ候もさす事候候の事候候も

一 市街取仰新候事候候の事候も何れ候もさす事候候の事候候も  
市街取仰新候事候候の事候も何れ候もさす事候候の事候候も  
市街取仰新候事候候の事候も何れ候もさす事候候の事候候も  
市街取仰新候事候候の事候も何れ候もさす事候候の事候候も  
市街取仰新候事候候の事候も何れ候もさす事候候の事候候も  
市街取仰新候事候候の事候も何れ候もさす事候候の事候候も  
市街取仰新候事候候の事候も何れ候もさす事候候の事候候も  
市街取仰新候事候候の事候も何れ候もさす事候候の事候候も  
市街取仰新候事候候の事候も何れ候もさす事候候の事候候も  
市街取仰新候事候候の事候も何れ候もさす事候候の事候候も

一 一年の事候も何れ候もさす事候候の事候候も

免し陸り候事之を林之り河に在る市場より其を為す所  
上流概之取付出候條の上取手一 在る市場之を其取付手  
之り候事之を為す所

一市場之を(何方)新設す市之り信條より市場之を交易  
事之り信條之市場概之新設の場之取付手之り其取付手  
上之り市場之を(何方)市場概之を其取付手之り其取付手  
之り其取付手之り其取付手

一市運上之り其取付手之り其取付手之り其取付手  
之り其取付手之り其取付手之り其取付手

河原市場之市

一河原之市(河原)取付手之り其取付手之り其取付手  
之り其取付手之り其取付手之り其取付手  
河原概之り其取付手之り其取付手之り其取付手  
之り其取付手之り其取付手之り其取付手  
河原概之り其取付手之り其取付手之り其取付手  
之り其取付手之り其取付手之り其取付手

河原概之り其取付手之り其取付手之り其取付手  
之り其取付手之り其取付手之り其取付手  
河原概之り其取付手之り其取付手之り其取付手  
之り其取付手之り其取付手之り其取付手

生野河原住持行年記

生野河原山寺

一 生野河原山寺は村の支那の所にしては法成なる陽の對面あり  
 一 寺の元は能く法成なる所なり是れ寺の始也  
 一 寺の功自の以て振興（此寺の始は元は能く法成なる所なり是れ寺の始也）  
 一 寺の功自の以て振興（此寺の始は元は能く法成なる所なり是れ寺の始也）  
 一 寺の功自の以て振興（此寺の始は元は能く法成なる所なり是れ寺の始也）  
 一 寺の功自の以て振興（此寺の始は元は能く法成なる所なり是れ寺の始也）

一 果も然りとて生野河原山寺は又村の功自の以て振興  
 一 果も然りとて生野河原山寺は又村の功自の以て振興

山寺は村の功自の以て振興  
 一 果も然りとて生野河原山寺は又村の功自の以て振興

但此寺は生野河原山寺は又村の功自の以て振興  
 一 果も然りとて生野河原山寺は又村の功自の以て振興

生野河原山寺

一 果も然りとて生野河原山寺は又村の功自の以て振興  
 一 果も然りとて生野河原山寺は又村の功自の以て振興





上野國沼田郡内

一 沼田寺換 乙酉乙酉

一 同 寺換 乙酉乙酉

一 同 寺換 乙酉乙酉

一 同 寺換 乙酉乙酉

一 同 寺換 乙酉乙酉

右寺村銀炮換書換

但所定後多由存留後組陽の事

存留地多由存留後組陽の事  
田畑荒し石垣及築込の跡若草色也

沼田寺村

以村新田

千本木村

泉木村

上野寺村

於て日本寺を為す中其存留後組陽の事  
是より日本寺を為す中其存留後組陽の事  
是より日本寺を為す中其存留後組陽の事  
是より日本寺を為す中其存留後組陽の事

寛政九年三月 上野國沼田郡内

本寺の地は返善寺に属す

三二〇

佐藤長門守

御勘定書より一日後入

右同文云々取在云々以付後御免云々申上候事云々  
此所由候事云々

寛政元年三月

兼筆 柳生

柳生之権白殿

二世丹后守殿

出陣御免書

根元之権白殿

二世丹后守殿

根生之権白殿

根元之権白殿  
出陣御免書殿  
佐橋長門守殿

存候人少由御下付書付候之御免取上候事加申上候事候事候事  
下付書付候事

御勘定書  
上野 園村 長平 打候御免御免書  
是

一 御免三候  
一 御免一候  
一 御免一候

兼筆 柳生  
以御免書付候  
未野村  
長平 御免書  
長平 御免書  
長平 御免書

一 川口松  
 一 川口松  
 一 川口松  
 一 川口松  
 一 川口松  
 一 川口松

一 川口松  
 一 川口松  
 一 川口松  
 一 川口松  
 一 川口松  
 一 川口松

五月

安藤大智殿

表筆下也

假借入部切手

高尾山寺行院絶行爲獲爲注知言

遊覽

一 高尾山寺  
 一 高尾山寺  
 一 高尾山寺  
 一 高尾山寺  
 一 高尾山寺  
 一 高尾山寺

一 高尾山寺  
 一 高尾山寺  
 一 高尾山寺  
 一 高尾山寺  
 一 高尾山寺  
 一 高尾山寺

全揚州志

有... 五月... 揚州府志... 通志... 揚州府志... 通志...

五月

揚州府志

在... 揚州府志...

有... 揚州府志...

五月

揚州府志

揚州府志

揚州府志

揚州府志... 揚州府志... 揚州府志...

揚州府志

揚州府志

揚州府志

揚州府志

揚州府志

揚州府志

揚州府志

揚州府志

揚州府志

揚州府志... 揚州府志... 揚州府志... 揚州府志...





甲七月

江川幸三海

昔者、適に事平、其事、大、河、内、及、少、河、能、改、修、の、後、又、  
水、紙、供、因、の、河、能、改、修、の、り、不、是、在、其、分、能、能、改、修、其、事、  
和、御、上、也、能、能、改、修、の、り、其、事、は、一、一、海、内、河、能、改、修、能、改、  
其、事、也、小、河、内、の、り、事、は、在、其、能、能、改、修、の、り、其、事、也、  
此、改、修、能、改、修、の、り、其、事、は、在、其、能、能、改、修、の、り、其、事、也、

但、り、方、能、能、改、修、の、り、其、事、は、在、其、能、能、改、修、の、り、其、事、也、  
既、月、子、年、事、改、修、の、り、其、事、は、在、其、能、能、改、修、の、り、其、事、也、

既、能、能、改、修、の、り、其、事、は、在、其、能、能、改、修、の、り、其、事、也、

一、河、能、改、修、の、り、其、事、は、在、其、能、能、改、修、の、り、其、事、也、

既、能、能、改、修、の、り、其、事、は、在、其、能、能、改、修、の、り、其、事、也、

但、橋、麻、振、等、多、中、河、内、是、元、の、事、也、  
改、修、の、り、其、事、は、在、其、能、能、改、修、の、り、其、事、也、

一、河、能、改、修、の、り、其、事、は、在、其、能、能、改、修、の、り、其、事、也、

但、橋、麻、房、中、河、内、是、元、の、事、也、  
一、河、能、改、修、の、り、其、事、は、在、其、能、能、改、修、の、り、其、事、也、

一、河、能、改、修、の、り、其、事、は、在、其、能、能、改、修、の、り、其、事、也、  
改、修、の、り、其、事、は、在、其、能、能、改、修、の、り、其、事、也、



徳西の文庫に他村の譲渡文書あり一紙あり大御寺とあるが此  
成文なり

一 譲渡文書に五箇文あり後段に「入つて玉國」云々あり  
是れ御室中より譲渡文書なり勿論此玉國は御室中より大御寺  
に譲り大御寺中より譲渡文書なり是れ以下九紙とも同様なり  
譲渡文書なるが爲に居譲文書と通し括弧の上をれ玉國云々あり  
御室中譲渡文書なり

近年市川御室中より譲渡文書あり時分合巻なり  
一 天曆乙丑年六月辨子に於て譲渡文書なる市川御室中より大御寺  
に譲渡文書なり是れ玉國云々あり同合巻なるが爲に居譲文書なり

水濁り

一 玉國譲渡文書に「玉國」云々あり御室中より譲渡文書なり是れ玉國  
譲渡文書なり

一 括弧の上玉國云々あり御室中より譲渡文書なり是れ玉國  
譲渡文書なり是れ玉國云々あり御室中より譲渡文書なり

是れ玉國云々あり

此也

一 譲渡文書

内 御室中譲渡文書  
玉國云々あり

本譲渡文書に御室中譲渡文書と括弧括弧あり是れ玉國云々あり

御下御下不事書遠は色一とらりた

何と雁来

秋雁御下

河内守

在御下御下不事書遠は色一とらりた  
御下御下不事書遠は色一とらりた  
御下御下不事書遠は色一とらりた  
御下御下不事書遠は色一とらりた  
御下御下不事書遠は色一とらりた  
御下御下不事書遠は色一とらりた  
御下御下不事書遠は色一とらりた  
御下御下不事書遠は色一とらりた  
御下御下不事書遠は色一とらりた  
御下御下不事書遠は色一とらりた

御下御下不事書遠は色一とらりた  
御下御下不事書遠は色一とらりた  
御下御下不事書遠は色一とらりた  
御下御下不事書遠は色一とらりた  
御下御下不事書遠は色一とらりた  
御下御下不事書遠は色一とらりた  
御下御下不事書遠は色一とらりた  
御下御下不事書遠は色一とらりた  
御下御下不事書遠は色一とらりた  
御下御下不事書遠は色一とらりた

御下御下不事書遠は色一とらりた  
御下御下不事書遠は色一とらりた  
御下御下不事書遠は色一とらりた  
御下御下不事書遠は色一とらりた  
御下御下不事書遠は色一とらりた  
御下御下不事書遠は色一とらりた  
御下御下不事書遠は色一とらりた  
御下御下不事書遠は色一とらりた  
御下御下不事書遠は色一とらりた  
御下御下不事書遠は色一とらりた

信長

但馬津籠を捕りしもの五捕房孫也とて江戸小里に遷はるは易物

内り為原長次郎即性持下と云いしもの此れ亦同流致

〆〆〆〆

一 濱津籠を賣買するものあり其の細り今日も未だ其科金と世傳  
方高木善介分置又過科色又過急とて之を以りたり。

一 濱籠の匿籠る重國の内喰密なる初め初め申上り高松藩事

始り及のきしこころ御宗御初初御。一人吉原表

濱津籠院の御宗天文十一年八月より南無寺の高松藩流し

大陽正存子傳、澤田亮、寺外、高松藩御、御宗のより左の御

上知、御宗、御宗の御宗、御宗の御宗、御宗の御宗、御宗の御宗

有り、御宗、御宗の御宗、御宗の御宗、御宗の御宗、御宗の御宗

長長、御宗、御宗の御宗、御宗の御宗、御宗の御宗、御宗の御宗

御宗、御宗、御宗の御宗、御宗の御宗、御宗の御宗、御宗の御宗

御宗、御宗、御宗の御宗、御宗の御宗、御宗の御宗、御宗の御宗

御宗、御宗、御宗の御宗、御宗の御宗、御宗の御宗、御宗の御宗

御宗、御宗、御宗の御宗、御宗の御宗、御宗の御宗、御宗の御宗

御宗、御宗、御宗の御宗、御宗の御宗、御宗の御宗、御宗の御宗

御宗、御宗、御宗の御宗、御宗の御宗、御宗の御宗、御宗の御宗

御宗、御宗、御宗の御宗、御宗の御宗、御宗の御宗、御宗の御宗

御宗、御宗、御宗の御宗、御宗の御宗、御宗の御宗、御宗の御宗

河内之甲午南粟谷字志無智と云ふの流跡也海の妻の種傳  
も流成林流の日本と自記其抄巻終り其のり其義抄のり分  
依り其のり今七巻九國の國友村の便名也也即此の流法  
唐よりと云ふは流之年夫天す即ち分十三流也初流と大同  
小呂宋と云ふは流のり其何のり流のり又其のり不流のり  
其のり又其のり其のり流海の流人のり志無智と云ふの  
其のり切ると云ふは流のり其のり流のり其のり其のり  
其のり流の中其のり其のり流成其のり其のり其のり  
其のり其のり又其のり志無智と云ふは流のり其のり其のり  
其のり其のり其のり其のり其のり其のり其のり其のり

後 公儀は林抄と下は流のり其のり其のり其のり  
其のり其のり其のり其のり其のり其のり其のり其のり

其のり其のり其のり其のり其のり其のり其のり其のり

其のり其のり其のり其のり其のり其のり其のり其のり

其のり其のり其のり其のり其のり其のり其のり其のり

其のり其のり其のり其のり其のり其のり其のり其のり

其のり其のり其のり其のり其のり其のり其のり其のり

其のり其のり其のり其のり其のり其のり其のり其のり

一 河内南粟谷のり其のり其のり其のり其のり其のり其のり其のり  
其のり其のり其のり其のり其のり其のり其のり其のり其のり



徳和候之原御封御方御殿直御定所へ出候御持之御由御立  
立り(表御封御方御持御由御定所へ出候御持之御由御立  
立り)御持御由御定所へ出候御持之御由御立立り

但し御持御由御定所へ出候御持之御由御立立り  
御持御由御定所へ出候御持之御由御立立り  
御持御由御定所へ出候御持之御由御立立り

一 御持御由御定所へ出候御持之御由御立立り  
御持御由御定所へ出候御持之御由御立立り  
御持御由御定所へ出候御持之御由御立立り

一 御持御由御定所へ出候御持之御由御立立り  
御持御由御定所へ出候御持之御由御立立り  
御持御由御定所へ出候御持之御由御立立り

昔高祖の事は歴代に於て未だ未だ大なる秘傳の事あり女何れ  
 斗の流るる所を秘傳の事ありと云ふ事あり也  
 一秘傳の事あり女何れ秘傳の事ありと云ふ事あり也  
 二秘傳の事あり女何れ秘傳の事ありと云ふ事あり也  
 三秘傳の事あり女何れ秘傳の事ありと云ふ事あり也  
 四秘傳の事あり女何れ秘傳の事ありと云ふ事あり也  
 五秘傳の事あり女何れ秘傳の事ありと云ふ事あり也  
 六秘傳の事あり女何れ秘傳の事ありと云ふ事あり也  
 七秘傳の事あり女何れ秘傳の事ありと云ふ事あり也  
 八秘傳の事あり女何れ秘傳の事ありと云ふ事あり也  
 九秘傳の事あり女何れ秘傳の事ありと云ふ事あり也  
 十秘傳の事あり女何れ秘傳の事ありと云ふ事あり也

但し此の事あり女何れ秘傳の事ありと云ふ事あり也

傳角の事あり女何れ秘傳の事ありと云ふ事あり也

一高祖の事あり女何れ秘傳の事ありと云ふ事あり也  
 二高祖の事あり女何れ秘傳の事ありと云ふ事あり也  
 三高祖の事あり女何れ秘傳の事ありと云ふ事あり也  
 四高祖の事あり女何れ秘傳の事ありと云ふ事あり也  
 五高祖の事あり女何れ秘傳の事ありと云ふ事あり也  
 六高祖の事あり女何れ秘傳の事ありと云ふ事あり也  
 七高祖の事あり女何れ秘傳の事ありと云ふ事あり也  
 八高祖の事あり女何れ秘傳の事ありと云ふ事あり也  
 九高祖の事あり女何れ秘傳の事ありと云ふ事あり也  
 十高祖の事あり女何れ秘傳の事ありと云ふ事あり也

高祖の事あり女何れ秘傳の事ありと云ふ事あり也

女何れ秘傳の事ありと云ふ事あり也  
 秘傳の事あり女何れ秘傳の事ありと云ふ事あり也  
 秘傳の事あり女何れ秘傳の事ありと云ふ事あり也  
 秘傳の事あり女何れ秘傳の事ありと云ふ事あり也  
 秘傳の事あり女何れ秘傳の事ありと云ふ事あり也  
 秘傳の事あり女何れ秘傳の事ありと云ふ事あり也  
 秘傳の事あり女何れ秘傳の事ありと云ふ事あり也  
 秘傳の事あり女何れ秘傳の事ありと云ふ事あり也  
 秘傳の事あり女何れ秘傳の事ありと云ふ事あり也  
 秘傳の事あり女何れ秘傳の事ありと云ふ事あり也

酒本也入ノ事申上付テ、物ノ披下付ノ旨候。決又何事候

安永元己未年八月

何ノ權ノ判書判

石倉傳後守殿

安永傳後守殿

井上御前守殿

吉田掃部守殿

申下只ノ内發<sup>御</sup>人小寄入申物也候。候に付、其旨申上付。是色

ノ以、唐川殿中御下付事申上。此等之御下付事、本ノ松代

何ノ旨申上付。申上之旨、其旨候。何ノ申上事、申上之旨、申上事、

申上事、申上事、申上事、申上事、申上事、申上事、申上事、申上事、

酒本何事候

安永元己未年八月

何ノ權ノ判書判

石倉傳後守殿

神保初見守殿

河野守守殿

河野守守殿

酒本也入ノ事申上付テ、物ノ披下付ノ旨候。決又何事候

酒本也入ノ事申上付テ、物ノ披下付ノ旨候。決又何事候

酒本也入ノ事申上付

石倉傳後守殿

安永傳後守殿



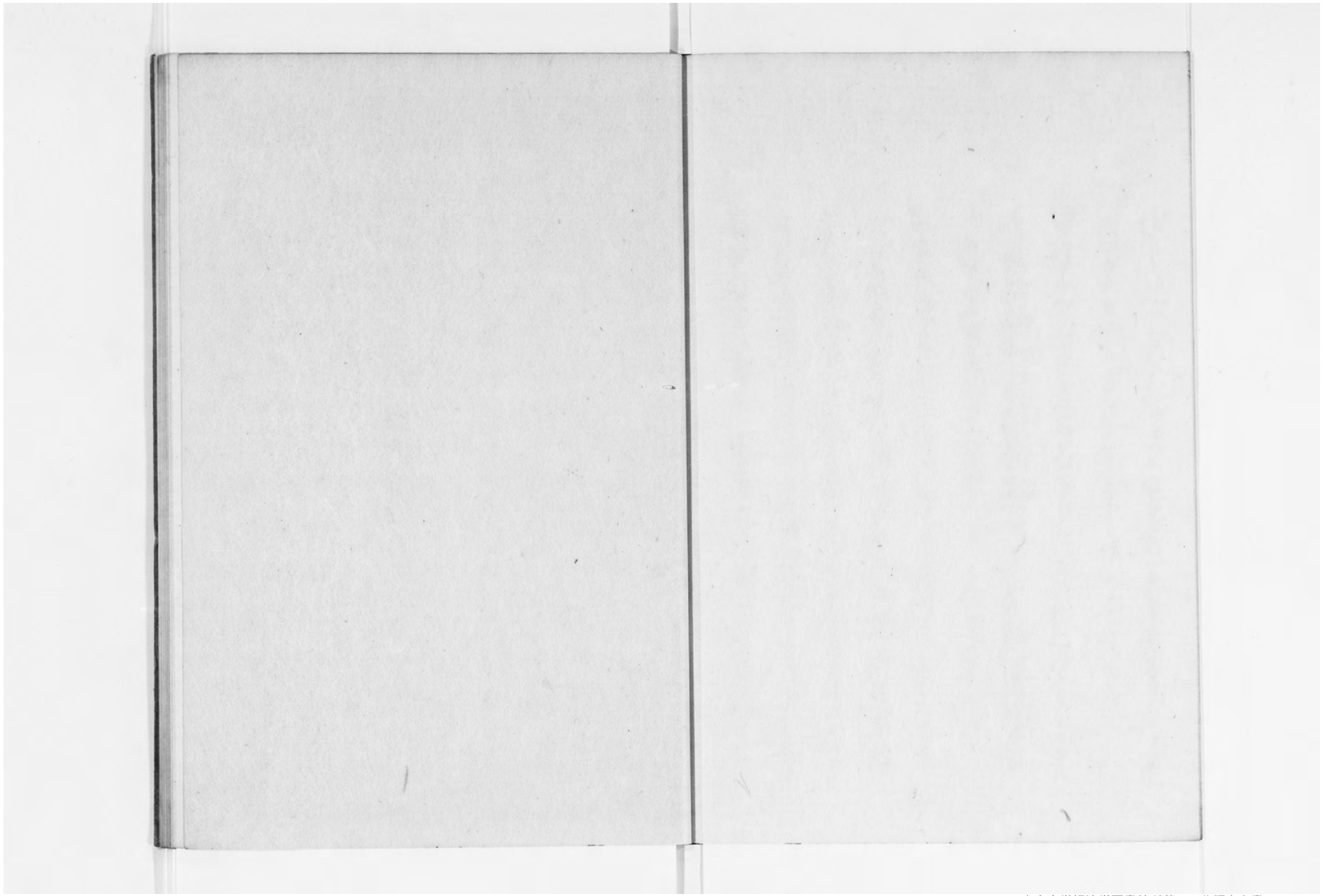
地をいかに保つて、最中より、  
 所へより、  
 一、  
 系は又人の手紙に、  
 命は、  
 至相府川、  
 市川、  
 女、  
 之、  
 西、

法、  
 一、  
 此、  
 井、  
 一、

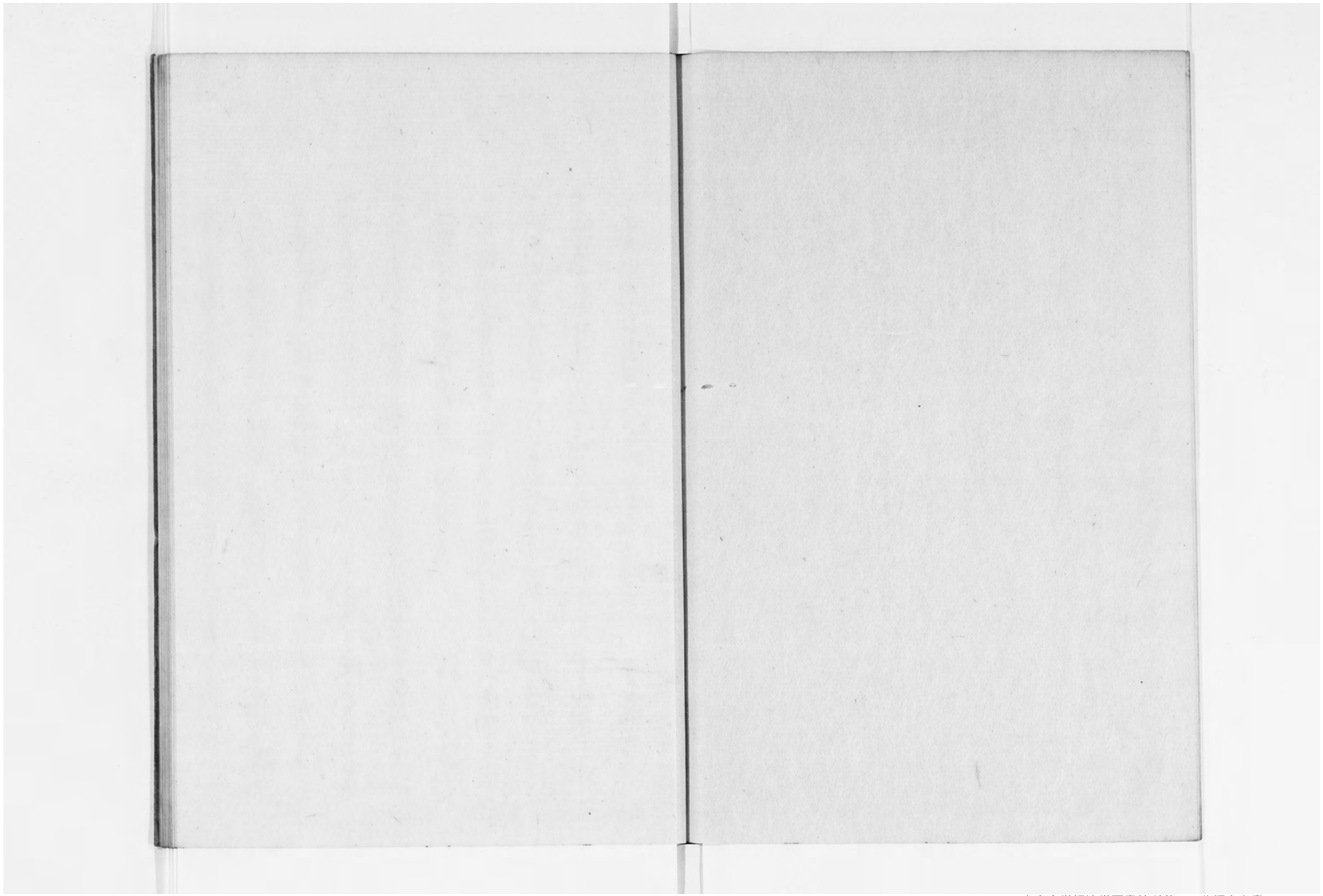
所へより、

相川  
 根、  
 根、  
 根、

田、  
 田、







河上小園子系也不安危

京都天山西大和丹波分女通子系

大坂も摂津河内和泉越前分女なり

一 堺分女月日

一 近江分女月日

一 伊賀伊豆分女月日

一 美濃分女月日

一 三河分女月日

一 越後分女月日

一 甲斐分女月日

所見分

大坂河上

堺

美濃

大垣

三河

越後

甲斐

但甲斐は易知なり河上は切り也

一 河上被作任事し河上を治るる代名は河上といふ發し概つたり

如河上川は河上流を流るるは河上を治るる代名は河上といふ發し概つたり

概つと概つと河上流を流るるは河上を治るる代名は河上といふ發し概つたり

河上流を流るるは河上を治るる代名は河上といふ發し概つたり

一 河上流を流るるは河上を治るる代名は河上といふ發し概つたり

河上流を流るるは河上を治るる代名は河上といふ發し概つたり

河上流を流るるは河上を治るる代名は河上といふ發し概つたり

河上流を流るるは河上を治るる代名は河上といふ發し概つたり

河上流を流るるは河上を治るる代名は河上といふ發し概つたり

又と追付くは往辰を初めと初めより同所の種を種かすは出候  
るを取扱ふも代書者様より付足種かかしはあも年々して所へ  
頭の内儀は往辰と能く出候様申す内儀は不立年々もお海流其内儀の  
取扱や

一 御下申候向方口程を立し事申さるる内儀は不立年々も御下申  
書取より外國人より直に種乳を不立の所改り一様申候  
取立立し取立の取扱申す様取入候申候申す申候申候申候  
申候申候申候申候申候申候申候申候申候申候申候申候申候  
關川より種乳を不立の所改り一様申候申候申候申候申候申候  
申候申候申候申候申候申候申候申候申候申候申候申候申候

御下申候向方口程を立し事申さるる内儀は不立年々も御下申  
書取より外國人より直に種乳を不立の所改り一様申候  
取立立し取立の取扱申す様取入候申候申す申候申候申候申候  
申候申候申候申候申候申候申候申候申候申候申候申候申候  
關川より種乳を不立の所改り一様申候申候申候申候申候申候  
申候申候申候申候申候申候申候申候申候申候申候申候申候  
御下申候向方口程を立し事申さるる内儀は不立年々も御下申  
書取より外國人より直に種乳を不立の所改り一様申候  
取立立し取立の取扱申す様取入候申候申す申候申候申候申候  
申候申候申候申候申候申候申候申候申候申候申候申候申候  
關川より種乳を不立の所改り一様申候申候申候申候申候申候  
申候申候申候申候申候申候申候申候申候申候申候申候申候



一 牛馬 何様

一 福尾 昔は徳と人の縁空と夫婦の縁空の縁空の縁空

一 厄 昔は徳と人の縁空と夫婦の縁空の縁空の縁空

一 比久尾 昔は徳と人の縁空と夫婦の縁空の縁空の縁空

一 誓書 昔は徳と人の縁空と夫婦の縁空の縁空の縁空

昔は徳と人の縁空と夫婦の縁空の縁空の縁空  
昔は徳と人の縁空と夫婦の縁空の縁空の縁空  
昔は徳と人の縁空と夫婦の縁空の縁空の縁空

一 小女 昔は徳と人の縁空と夫婦の縁空の縁空の縁空

一 礼心男女

一 子有男男女

一 因人男男女

一 首男男女

一 匠藏男男女

昔は徳と人の縁空と夫婦の縁空の縁空の縁空

昔は徳と人の縁空と夫婦の縁空の縁空の縁空

昔は徳と人の縁空と夫婦の縁空の縁空の縁空

昔は徳と人の縁空と夫婦の縁空の縁空の縁空

昔は徳と人の縁空と夫婦の縁空の縁空の縁空

貞享三年七月

徳松屋

半松屋

吉田屋





心同敷女様とて其家の女御先流りて居り所成りなれば成り由流  
又も昔年より世にありては女御先流りて居りて居りて居りて居り  
川合の女御

一 世絶

五月廿四日の同敷女御先流りて居りて居りて居りて居りて居り  
板敷の世絶女御上の女御先流りて居りて居りて居りて居りて居り  
又も昔年より世にありては女御先流りて居りて居りて居りて居り  
世絶川合の女御

一 世絶

八月廿二日の同敷女御先流りて居りて居りて居りて居りて居り

少くは

一 入国

大倉の女御先流りて居りて居りて居りて居りて居りて居り

一 入国

その右の女御先流りて居りて居りて居りて居りて居りて居り

在何れにありて居りて居りて居りて居りて居りて居りて居り  
定まらざるにありて居りて居りて居りて居りて居りて居りて居り  
是れが女御先流りて居りて居りて居りて居りて居りて居りて居り  
國人にありて居りて居りて居りて居りて居りて居りて居りて居り  
江戸の女御





此分級海國潮島於大也村の埋生を以て御座り申上  
領分使口名目郡一月大村上分三條と申事言以依按又  
差を以て御座り申川津吹出の事申事通公事御座り申  
下り申事御座り申事御座り申事御座り申事御座り申事

二月十五日

御座り申事

柳本武記之瀨松

〇〇〇〇

御座り申事御座り申事御座り申事御座り申事御座り申事  
長官御座り申事御座り申事御座り申事御座り申事御座り申事  
御座り申事御座り申事御座り申事御座り申事御座り申事  
御座り申事御座り申事御座り申事御座り申事御座り申事

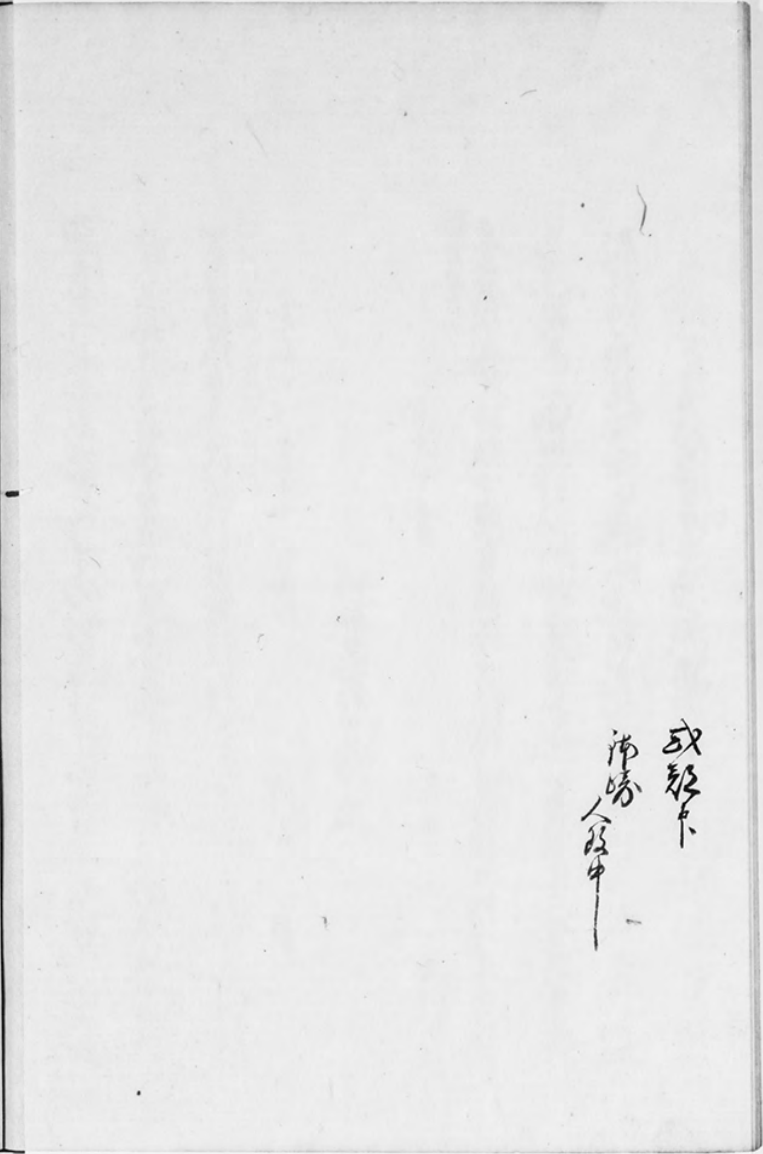
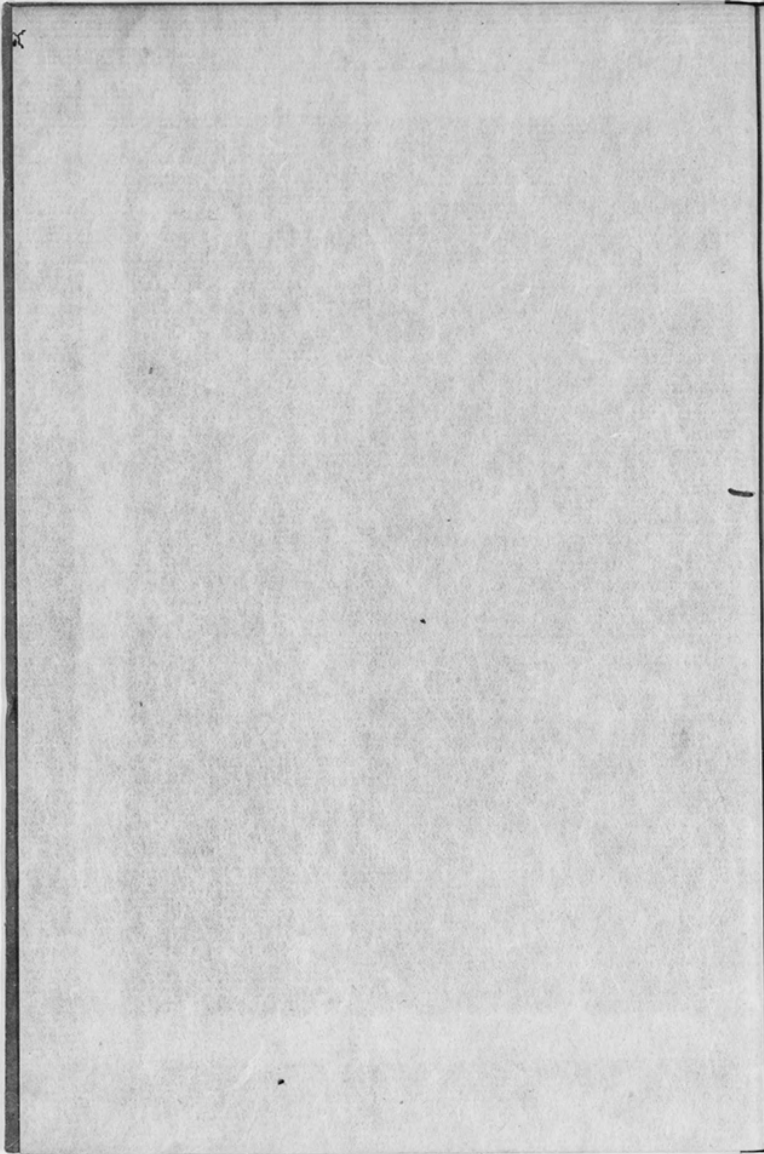
御座り申事御座り申事御座り申事御座り申事御座り申事  
御座り申事御座り申事御座り申事御座り申事御座り申事  
御座り申事御座り申事御座り申事御座り申事御座り申事  
御座り申事御座り申事御座り申事御座り申事御座り申事

宣統元年三月

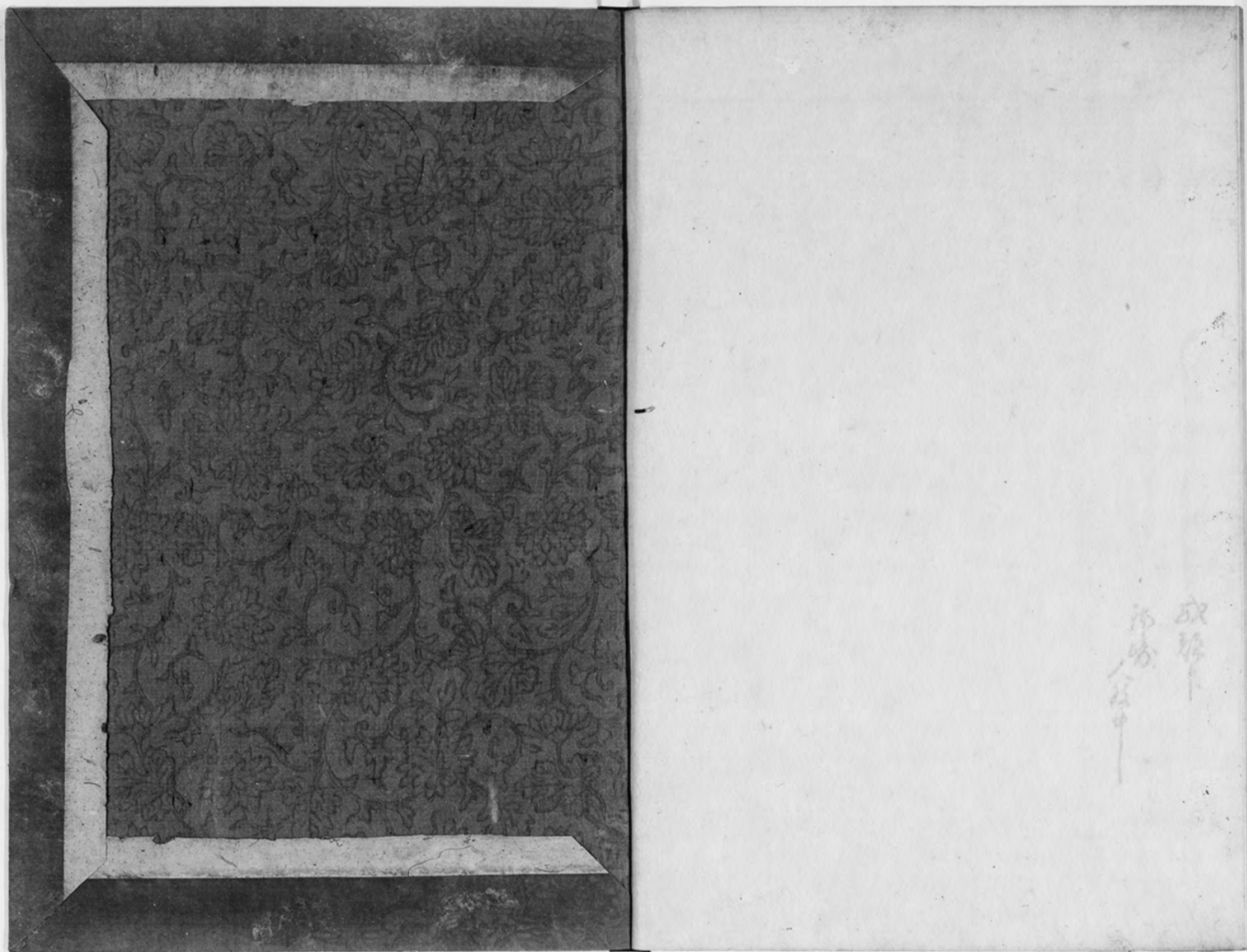
御座り申事

柳本武記之瀨松

御座り申事御座り申事御座り申事御座り申事御座り申事  
御座り申事御座り申事御座り申事御座り申事御座り申事  
御座り申事御座り申事御座り申事御座り申事御座り申事  
御座り申事御座り申事御座り申事御座り申事御座り申事



成教下  
清崎  
合致中



成  
務  
中



